

海外インフラ展開支援事業基金 応募に関するよくある質問

Q 1	機器製造メーカーのみが対象か。メーカーの代理店や商社、コンサルティング会社などの応募も可能か。
A 1	応募企業に制限は設けておらず、提案技術・製品がある場合、法人形態や事業内容によって応募を妨げるものではありません。ただし、案件具体化事業においては、当該国の基礎的な情報やパートナー企業等をすでに有し、自らの技術・製品等の具体的なビジネスモデルの構築を進めている日本法人を対象としています。
Q 2	過去に不採択となったが、応募は可能か。
A 2	可能です。ただし、不採択時の公募概要と異なる可能性があるため、最新の公募概要をご確認ください。
Q 3	1つの法人が別の協力法人・機関等と複数の提案書を提出することは可能か。
A 3	同一案件でない場合、応募を妨げるものではありません。
Q 4	ジェトロの新輸出大国コンソーシアム事業のハンズオン支援を受けているが、応募は可能か。
A 4	ハンズオン支援と同一案件でない場合は応募可能です。なお、①対象国が同一、もしくは②同一専門家（ハンズオン支援のパートナーと本事業の再委託先などの関係者等）の関与がある場合、同一案件とみなします。
Q 5	応募に必要な資格について知りたい。
A 5	案件具体化事業の応募においては、全省庁統一資格の有資格者を対象としているため同資格を取得のうえでご応募ください。資格の種類は、業種区分「役務の提供等」です。 なお、ジェトロ独自の競争参加資格登録制度は2021年度をもって廃止しました。 < https://www.jetro.go.jp/procurement/registration >
Q 6	対象国が外務省の定める危険レベル2に該当する場合、採択の基準に影響が出るか。
A 6	外務省の制定する危険レベル2「不要不急の渡航は止めてください」以上に格付けされている対象国・地域は本事業の対象外です。
Q 7	プレゼンテーション審査は、すべての応募企業が対象か。
A 7	応募要件を満たしているすべての企業・案件に対して実施します。
Q 8	プレゼンテーション審査に複数名での参加は可能か。可能な場合、再委託先企業の同席はできるか。
A 8	事業提案書に記載していただく「事業統括者」を含めた2名までの参加が可能です。長期出張等で事業統括者の参加が難しい場合は、事前にジェトロ事務局までご相談ください。 また、審査時は、提案法人と再委託（予定）企業との契約は未締結であるため、提案法人に限り参加が可能です。
Q 9	例年の応募の件数や倍率はどの程度か。また、採択企業の業種などは公開しているか。
A 9	採択企業・機関等の名称のみを公開します。応募件数および倍率は公表しません。
Q 1 0	調査の報告書を含む成果物は公開が求められるか。
A 1 0	案件具体化事業の成果物においては一切非公開としています。
Q 1 1	対象国の入国時に査証（ビザ）が必要だが、本事業では商用や観光用などの指定はあるか。
A 1 1	各国の査証制度に準じるとともに、本事業の実施に支障を来さない種類であれば問題ありません。